

2026年3月13日

厚生労働省

社会・援護局長 様

社会福祉法人 福祉楽団
理事長 飯田大輔



共同募金会の「受配者指定寄附金制度」の事務の迅速化についての要望書

お世話になっております。

当法人では、児童養護施設の整備や運営のため、その他、目下の物価高騰に対応するため、専任の職員を配置し、寄附金の募集を積極的に行っているところです。(別資料) そうした活動の甲斐あって、2025年度は2件の上場企業から寄附の申し出をいただいております。千葉県共同募金会を通じて、中央共同募金会において「受配者指定寄附金」の審査をしていただいております。1件目は、2025年9月、2件目は、2025年11月に、千葉県共同募金会に対して、企業名において寄附申込書を提出しているところですが、本日現在、未だに中央共同募金会の審査が終わらずに寄附金を受領できておりません。

企業においては、年次の決算で寄附の可否や寄付金額等を判断しており、当法人としては、迅速に手続きを行い、寄附を受領したいところです。また、全額損金算入は、寄附募集時の重要なインセンティブでありますので、それを可能にするために、当法人としては共同募金会の「受配者指定寄附金制度」に頼るほかありません。

学校法人においては、学校法人側で寄附金を受領し、その後、日本私立学校振興・共済事業団で審査する方式があるなど、運用が迅速かつ緩やかであると聞いております。

社会福祉法人につきましても、全額損金算入による寄附がしやすくなりますように制度の点検、改善をしていただきたく謹んで要望いたします。

ご承知のとおり社会福祉法人は資金調達の方法が限られており、社会経済情勢が厳しさを増すなかにおいては、「受配者指定寄附金制度」はますます重要になっております。

外部資金の導入が促進されれば、経営基盤の強化と地域福祉活動の活性化が図られるものと期待されます。よろしくお願い申し上げます。

以上